

用語の解説

1 従業地・通学地

就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分される。

(1) 自市区町村で従業・通学

従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合。

〈自宅〉 従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合。
なお、併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住込みの従業員などの従業先がここに含まれる。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

〈自宅外〉 常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の自宅以外の場合。

(2) 他市区町村で従業・通学

従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合。

〈県内〉

・自市内他区 常住地が横浜市、川崎市及び相模原市にある人で、同じ市内の他の区に従業地・通学地がある場合。

・県内他市区町村 従業・通学先が県内の他の市区町村にある場合。

〈他県〉 従業・通学先が他の都道府県にある場合。

2 昼間人口・夜間人口

(1) 従業地・通学地による人口（昼間人口）

従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口。

$$\text{A市の昼間人口} = [\text{A市の夜間人口}] - [\text{A市における流出人口}] + [\text{A市における流入人口}]$$

※ 1 上記の「流出人口」とは、A市に常住しA市以外へ通勤・通学する人口をいい、「流入人口」とは、A市以外に常住しA市に通勤・通学する人口。

※ 2 「流出人口」及び「流入人口」には、15歳未満の人を含む。

※ 3 夜間勤務の人、夜間学校に通っている人は、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含まれるが、買物客などの非定常的な移動は考慮しない。

(2) 常住地による人口（夜間人口）

調査時に調査の地域に常住している人口。

3 昼夜間人口比率

夜間人口 100 人当たりの昼間人口。

4 就業者・通学者

(1) 就業者

平成22年9月24日から30日までの1週間に賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人。

(2) 通学者

上記の期間に主に（仕事を少しでもした人は除く。）通学していた人。

なお、「通学」とは、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

※ 注意事項

- ・ この集計結果における構成比は、四捨五入により算出してあるため必ずしも総数（100%）と一致しない。
- ・ 割合は、分母から不詳を除いて算出している。なお、常住地による集計結果の、「県内」及び「他県」の割合は、「他市区町村」に占める割合（従業・通学先市区町村「不詳」を除いて算出）に、総数に占める「他市区町村」の割合（従業地・通学地「不詳」を除いて算出）を乗じて算出している。

目 次

平成22年国勢調査従業地・通学地による人口・産業等集計結果（神奈川県概要）

1	昼夜間人口	1
2	昼夜間人口比率	1
3	流出・流入人口	2
4	15歳以上就業者・通学者の通勤・通学先	3
5	産業別15歳以上就業者の従業地別割合	3
6	年齢階級、男女別15歳以上就業者	3
7	15歳以上自宅外就業者・通学者の利用交通手段	4

〈統計表〉

表1	神奈川県の昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率	5
表2	都道府県別昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率	5
表3	常住地による従業地・通学地別15歳以上就業者及び15歳以上通学者	6
表4	従業地・通学地による常住地別15歳以上就業者及び15歳以上通学者	7
表5	常住地による従業地別産業（大分類）別15歳以上就業者	8
表6	従業地による常住地別産業（大分類）別15歳以上就業者	9
表7	常住地による年齢（5歳階級）、男女別15歳以上就業者	10
表8-1	利用交通手段別15歳以上自宅外就業者・通学者	11
表8-2	常住地による利用交通手段（9区分）別15歳以上自宅外就業者・通学者	11

〈市区町村別統計表〉

表9	流出人口、流入人口、流入超過人口、昼間人口及び昼夜間人口比率	12
表10	常住地による人口及び従業地・通学地による人口	13
表11	常住地による従業地・通学地別15歳以上就業者及び15歳以上通学者	14
表12	従業地・通学地による常住地別15歳以上就業者及び15歳以上通学者	16
表13	従業地による産業（大分類）別15歳以上就業者	18
表14	常住地による利用交通手段（9区分）別15歳以上自宅外就業者・通学者	20

〈参考〉

・	昼夜間人口比率、流出人口、流入人口、流入超過人口の市区町村順位	21
---	---------------------------------	----